

この町の観光名所と一緒に
つくってみませんか

光のページェント ボランティア募集

『光のページェントHiKARiMiRAi』イルミネーションイベントのボランティアを募集します。シンボルタワーを中心に、イルミネーションが点灯し、おうら中央多目的広場には、巨大地上絵イルミネーションが登場します。

この機会に邑楽町の冬の大イベントのお手伝いをしてみませんか。

▶**対象** イルミネーションイベントに協力できる18歳以上の人

▶**作業内容** イルミネーションの飾り付けやイベント準備、アシスタント業務

▶**作業期間** 10月中旬～11月中旬

▶**募集締切** 10月31日◎まで

▶**応募方法** 申込用紙に必要事項を書いて直接またはファクスで申し込む
※申込用紙は役場商工振興課または町ホームページにあります。

▶**申込・問合せ先** 役場商工振興課 ☎47-5026、☎88-3247

【協賛企業募集】

『光のページェントHiKARiMiRAi』イルミネーションイベントに協力していただける協賛企業も大募集しています。

協力していただける企業については、イベント当日シンボルタワー壁面に協賛企業として社名を投影します。その他にも特典があります。この機会に町おこしに協力してみませんか。

※詳しくは、役場商工振興課までお問い合わせください。



イルミネーションは、もはや冬の風物詩。一緒に幻想的な空間を演出してみませんか

募集
パブリックコメント(意見募集)を行います
邑楽町都市計画マスタープラン

町では、邑楽町都市計画マスタープラン(以下、都市マス)の改定に伴うパブリックコメントを行います。

現在の都市マスは、平成17年3月に策定され、10年余りが経過しました。この間、役場庁舎建設など都市基盤の整備を行う一方で、社会経済情勢の変化に伴う法改正や、各種上位関連計画の改定が進められました。

これらを踏まえ、将来を見据えたまちづくりの計画を定めるものとして、都市マスを改定します。

▼**件名** 邑楽町都市計画マスタープラン
▼**閲覧期間** 9月8日◎～10月10日◎
▼**閲覧場所・時間** 役場都市建設課・午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日を除く。
※詳細は町ホームページを参照。

意見の受付

▼**対象者(次のいずれかに該当する個人または団体)** ①町内在住・在勤②町内に事務所・事業所がある③その他本件に対して利害関係がある

▼**提出方法** 所定の用紙に記入し、次のいずれかの方法で提出
①郵送 〒370-0692(住所記入不要)邑楽町役場都市建設課宛 ☎89-01369 ☎urban@swan.town.orai.gunma.jp④直接持参
▼**受付期限** 10月10日◎午後5時15分
▼**その他** 提出された意見に対する町の意見は、町ホームページと役場都市建設課で公表します。(提出された意見に対する個別の回答は行いません)

3 1 ▼**問合せ先** 役場都市建設課 ☎47-5026、☎88-3247

●農地利用最適化推進委員(敬称略)

区域	上段・名前/下段・担当地域
1	横田帝司(☎88-0066) 下中野、前谷東原、横町化染、天王元宿、上下西宿、前瀬戸宿
2	大塚澄生(☎88-1828) 前原、十三坊塚、谷中蛭沼
3	田部井正昌(☎88-5041) 千原田向地、大根村琵琶首、藤川
4	中野文子(☎88-4890) 鶏上、鶏下、鶏新田
5	松崎マサエ(☎88-3270) 光善寺、水立大黒、新中野、明野
6	岩崎年男(☎88-4949) 秋妻
7	相澤雅治(☎88-3803) 一本木
8	山崎昭弘(☎88-3871) 渋沼、住谷崎
9	内田 惺(☎88-3753) 石打
10	細谷雅敏(☎88-2304) 坪谷

2 8 ▼**問合せ先** 役場農業委員会 ☎47-5026、☎88-3247

農地利用最適化推進委員(以下、推進委員)が決定しました。任期は平成32年7月までの3年間で、推進委員は農地の保全と活用を進める「農地の相談員」です。農地に関する相談をお寄せください。

農業

農地を守り、生かします
農地利用最適化推進委員が決定

平成30年度 入園申込

問合せ先 役場子ども支援課 ☎47-5044

○町内幼稚園・認定こども園案内

園名	住所・電話番号
中野幼稚園	中野3176・☎88-4808
長柄幼稚園	狸塚1256・☎88-0049
おうらこども園(教育利用)	藤川451-4

※平成30年度に高島幼稚園と北保育園が合併し、おうらこども園になります。

○町内保育園・認定こども園案内

園名	住所・電話番号	開所時間
中央保育園	中野4398-1・☎88-0230	7:30～18:30
南保育園	篠塚1735-1・☎88-1240	7:30～18:30
おうらこども園(保育利用)	藤川451-4	7:30～18:30
風の子保育園	中野2204-1・☎88-5850	7:30～19:00

幼稚園

幼稚園・認定こども園(教育利用)を希望する人

▶**対象** 3歳児～5歳児までの就学前の幼児
3歳児 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ
4歳児 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ
5歳児 平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ
▶**申込期間** 9月1日◎～25日◎
※土・日曜日、祝日は除きます。
▶**申込方法** 入園を希望する園に直接申し込む
※おうらこども園(教育利用)の入園を希望される人は町立高島幼稚園(☎88-5540)に申し込んでください。

こども園

保育園・認定こども園(保育利用)を希望する人

▶**対象** 次の全ての要件を満たす乳幼児
①町内在住で住民登録がある
②0～5歳児までの就学前の乳幼児
③両親が共に働いている、または病気やその他の理由により家庭で保育ができない乳幼児
4月入園希望の申し込み
▶**日時** 10月19日(土)午前9時30分～午後4時30分
▶**会場** 役場1階エントランスホール
※1歳以上の幼児はその場で簡単な面接をします。
※当日、申し込みができない人は、10月31日◎までに子ども支援課に申し込んでください。
▶**申込方法** 所定の申請書に必要事項(就労証明などを添付)を書いて申し込む
※申請書は子ども支援課、各保育園、町ホームページにあります。
5月以降の入園希望の申し込み
産休や育休からの職場復帰など、年度途中から入園を希望する場合も受け付けを行います。
▶**申込方法** 4月入園と同様の方法で申し込む
※育休を取得している人は、原則職場復帰月の初日に入園。

集団生活を体験させたい、幼児教育の場として利用したいという理由だけでは入園できません

定員を超えた場合は利用調整を行い、優先度の高い人から入園決定することになります。定員の都合上入園できない場合や希望の園に入園できない場合があります

教えて、こども園

Q.認定こども園ってどんな施設?

A. 「認定こども園」とは、幼稚園と保育園の両方の機能を持ち、教育と保育を一体的に提供する施設です。3～5歳の幼児は、保護者の就労状況に関わらず同じ園を利用するので、就労状況が変わっても、通いながれた園を継続して利用できます。

Q.認定こども園の「教育利用」って何?

A. 「教育利用」とは、幼稚園と同様の利用方法です。3～5歳の幼児が対象で、保護者の就労などの状況に関わらず利用できます。利用時間は、午前8時30分～午後2時(一時預かりを利用すると午後5時)まで利用できます。長期休み期間も、一時預かりを利用することで午前9時～午後5時まで利用できます。

Q.認定こども園の「保育利用」って何?

A. 「保育利用」とは、保育園と同様の利用方法です。0～5歳の乳幼児が対象で、家庭で乳幼児を保育できない場合に、保護者にかわって保育する制度です。そのため、「友達がいないから」や「集団生活に慣れさせたいから」などの理由では保育利用はできません。利用時間は、午前7時30分～午後6時30分です。

Information (お知らせ)

忘れていませんか? 児童手当の現況届

児童手当を受給している人には「児童手当・特例給付現況届」の提出が義務づけられています。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず手続きをしてください。
該当者には6月上旬に通知を発送しています。
また、7月末現在提出の確認が取れていない人には、改めて通知を発送しました。
申請・問合せ先 役場子ども支援課 ☎47-5044

